

相 談 事 例

ID : 04-05-001

相談タイトル

隣地境界線上の電柱の処理について

Q：ご相談内容

隣地所有者が平成9年に、自分の敷地内と思って建てた電柱が、相談者が住宅を建てるために敷地の測量を行ったところ、相談者の敷地にかかっていた。
隣地所有者と電力会社の間で借地契約をして建てた電柱であるので、移動するように話をしたが、電力会社の方で4ヶ月先でないと工事ができないと言われている。4ヶ月先では隣地境界の塀の工事や外構工事全般が進められない。これから梅雨になる時期でもあり早期に工事ができないと困る。どのように対応したら良いか。

A：回答

相談者の敷地を使用している状況があれば、撤去するように要求することは当然のことと考えます。相談者の敷地を使用（占有）しているのが電柱と言うことだと、その電柱を所管している電力会社等では、移設工事などについては、計画的に実施していることと思いますので、相談者宅の電柱について早急に移設することは、難しい面もあると考えます。

「4ヶ月先になる」というのは、相当な期間ですので、そこまで先に行く理由について、説明を求めても良いのではないかと思います。長期間待たされるのであれば、場合によっては、金銭的な賠償などを検討されても良いのではと考えます。